

令和5年12月

春日部市議会定例会議案

議 案 目 録

令和5年12月春日部市議会定例会

議案第 94 号	春日部市地区センター条例の制定について	1
議案第 95 号	春日部市こども・子育て支援審議会条例の制定について	9
議案第 96 号	春日部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 の一部改正について	13
議案第 97 号	春日部市こども医療費の助成に関する条例の一部改正について	16
議案第 98 号	春日部市国民健康保険税条例の一部改正について	18
議案第 99 号	春日部市空家等対策協議会条例の一部改正について	23
議案第 100 号	春日部市視聴覚センター条例の一部改正について	25
議案第 101 号	旧宝珠花小学校改修工事請負契約の議決内容の一部変更について	28
議案第 102 号	財産の取得について (学校給食センター調理機器)	29
議案第 103 号	指定管理者の指定について (春日部市春日部第2児童センター等)	30
議案第 104 号	指定管理者の指定について (春日部市放課後児童クラブAブロック)	31
議案第 105 号	指定管理者の指定について (春日部市放課後児童クラブBブロック)	33
議案第 106 号	指定管理者の指定について (春日部市放課後児童クラブCブロック)	35
議案第 107 号	指定管理者の指定について (春日部市立第9保育所及び春日部市立春日部子育て支援センター)	37
議案第 108 号	指定管理者の指定について (春日部市立庄和第1保育所及び 春日部市立庄和子育て支援センター)	38
議案第 109 号	令和5年度春日部市一般会計補正予算(第6号)について	39
議案第 110 号	令和5年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) について	40

議案第111号	令和5年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
議案第112号	令和5年度春日部市介護保険特別会計補正予算（第2号）について・・	42
議案第113号	令和5年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算（第2号） について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
議案第114号	令和5年度春日部市水道事業会計補正予算（第2号）について・・・・	44
議案第115号	令和5年度春日部市病院事業会計補正予算（第2号）について・・・・	45
議案第116号	令和5年度春日部市下水道事業会計補正予算（第1号）について・・・・	46
議案第117号	春日部市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
議案第118号	春日部市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
議案第119号	春日部市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
議案第120号	春日部市公平委員会委員の選任につき同意を求めるについて・・・・	50
議案第121号	春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて・・・・	51
議案第122号	春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて・・・・	52
議案第123号	春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて・・・・	53
議案第124号	春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて・・・・	54
議案第125号	春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて・・・・	55
議案第126号	春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて・・・・	56
議案第127号	春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて・・・・	57
議案第128号	春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて・・・・	58
議案第129号	春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて・・・・	59
議案第130号	春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて・・・・	60
議案第131号	春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて・・・・	61
議案第132号	春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて・・・・	62
議案第133号	春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて・・・・	63
議案第134号	春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて・・・・	64
議案第135号	春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて・・・・	65
議案第136号	春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて・・・・	66
議案第137号	春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて・・・・	67

議案第 138 号	春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて	68
議案第 139 号	春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて	69
議案第 140 号	春日部市教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて	70
諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて	71
諮問第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて	72
諮問第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて	73

議案第94号

春日部市地区センター条例の制定について

春日部市地区センター条例を別紙記載のとおり制定する。

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩谷 一 弘

提案理由

春日部市地区センターを設置することに伴い、条例を制定したく提案いたします。

春日部市地区センター条例

(設置)

第1条 地域住民による自主的なまちづくり活動を支援することにより、地域住民相互の交流を深め、地域コミュニティの活性化を図るため、春日部市地区センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
春日部市粕壁地区センター	春日部市粕壁6918番地1
春日部市内牧地区センター	春日部市内牧4398番地
春日部市豊春地区センター	春日部市上蛭田101番地2
春日部市武里地区センター	春日部市備後西一丁目13番2号
春日部市幸松地区センター	春日部市牛島667番地1
春日部市豊野地区センター	春日部市銚子口999番地
春日部市武里大枝地区センター	春日部市大枝89番地2街区1棟
春日部市庄和地区センター	春日部市大倉307番地1

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 自治会活動の支援に関すること。
- (2) 防災及び防犯活動の支援に関すること。
- (3) 子どもの居場所づくりに関すること。
- (4) その他センターの設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

(職員)

第4条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(開所時間)

第5条 センターの開所時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、午後10時まで延長することができる。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、センターの管理上必要があるときは、これを変更することができる。

(休所日)

第6条 センターの休所日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）。この場合において、祝日法第3条第2項中「日曜日」とあるのは「月曜日」と読み替えるものとする。

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、春日部市武里地区センターの休所日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日。ただし、その日が祝日法による休日（元日を除く。）に当たるときは、その翌日（その日が祝日法による休日又は休所日に当たるときは、その翌日）とする。

(2) 祝日法による休日（元日及び祝日法第3条第2項に規定する休日を除く。）の翌日。ただし、その日が祝日法による休日、休所日又は日曜日に当たるときは、その翌日とする。

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 第1項の規定にかかわらず、春日部市武里大枝地区センターの休所日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 祝日法による休日（こどもの日、敬老の日及び文化の日（以下「こどもの日等」という。）を除く。）。この場合において、祝日法第3条第2項中「日曜日」とあるのは「月曜日」と読み替えるものとする。

(3) こどもの日等の翌日。ただし、こどもの日等が日曜日又は土曜日に当たるときはその直後の休所日の翌日とし、月曜日に当たるときはその日の翌日及び翌々日とする。

(4) 12月29日から翌年の1月3日までの日

4 第1項の規定にかかわらず、春日部市庄和地区センターの休所日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 毎月第1月曜日及び第3月曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

5 市長は、前各項に規定する休所日のほか、センターの管理上必要があるときは、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。

（原状回復義務）

第7条 センターを使用する者（以下「使用者」という。）は、センターの施設等の使用が終わったとき、又は使用を停止され、若しくは取り消されたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第8条 使用者は、センターの施設等に損害を与えたときは、市長の指示に従い、直ちに原形に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(入所の制限)

第9条 市長は、センター内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入所を禁止し、又はその者に対し、退所を命ずることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(春日部市春日部コミュニティセンター条例及び春日部市庄和コミュニティセンター条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 春日部市春日部コミュニティセンター条例（平成17年条例第25号）

(2) 春日部市庄和コミュニティセンター条例（平成17年条例第26号）

(春日部市春日部コミュニティセンター条例及び春日部市庄和コミュニティセンター条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日前に、廃止前の春日部市春日部コミュニティセンター条例及び春日部市庄和コミュニティセンター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、附則第6項の規定による改正後の春日部市公民館条例（平成17年条例第180号）の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(春日部市総合センター条例の一部改正)

4 春日部市総合センター条例（平成17年条例第83号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の項又は号（以下「改正前の項等」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の項又は号（以下「改正後の項等」という。）の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の項等を当該改正後の項等とする。

(2) 次の表中、改正後の項等に対応する改正前の項等が存在しない場合にあつては、当該改正後の項等を加える。

(3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。ただし、第1号

に掲げる場合を除く。

改正後	改正前																																
(名称及び位置)	(名称及び位置)																																
第2条	第2条																																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春日部市粕壁市民センター</td> <td>春日部市粕壁6918番地1</td> </tr> <tr> <td>春日部市内牧市民センター</td> <td>春日部市内牧4398番地</td> </tr> <tr> <td>春日部市豊春市民センター</td> <td>春日部市上蛭田101番地2</td> </tr> <tr> <td>春日部市武里市民センター</td> <td>春日部市備後西一丁目13番2号</td> </tr> <tr> <td>春日部市幸松市民センター</td> <td>春日部市牛島667番地1</td> </tr> <tr> <td>春日部市豊野市民センター</td> <td>春日部市銚子口999番地</td> </tr> <tr> <td>春日部市武里大枝市民センター</td> <td>春日部市大枝89番地2街区1棟</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	春日部市粕壁市民センター	春日部市粕壁6918番地1	春日部市内牧市民センター	春日部市内牧4398番地	春日部市豊春市民センター	春日部市上蛭田101番地2	春日部市武里市民センター	春日部市備後西一丁目13番2号	春日部市幸松市民センター	春日部市牛島667番地1	春日部市豊野市民センター	春日部市銚子口999番地	春日部市武里大枝市民センター	春日部市大枝89番地2街区1棟	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春日部市武里市民センター</td> <td>春日部市備後西一丁目13番2号</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	春日部市武里市民センター	春日部市備後西一丁目13番2号												
名称	位置																																
春日部市粕壁市民センター	春日部市粕壁6918番地1																																
春日部市内牧市民センター	春日部市内牧4398番地																																
春日部市豊春市民センター	春日部市上蛭田101番地2																																
春日部市武里市民センター	春日部市備後西一丁目13番2号																																
春日部市幸松市民センター	春日部市牛島667番地1																																
春日部市豊野市民センター	春日部市銚子口999番地																																
春日部市武里大枝市民センター	春日部市大枝89番地2街区1棟																																
名称	位置																																
春日部市武里市民センター	春日部市備後西一丁目13番2号																																
(施設及び運営)	(施設及び運営)																																
第3条 春日部市粕壁市民センターに次に掲げる施設を置く。	第3条																																
<p>(1) 春日部市中央公民館（春日部市公民館条例（平成17年条例第180号。以下「公民館条例」という。）に規定する施設）</p> <p>(2) 春日部市粕壁地区公民館（公民館条例に規定する施設）</p> <p>(3) 春日部市粕壁地区センター（春日部市地区センター条例（令和 年条例第 号。以下「地区センター条例」という。）に規定する施設）</p> <p>2 春日部市内牧市民センターに次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) 春日部市内牧地区公民館（公民館条例に規定する施設）</p> <p>(2) 春日部市内牧地区センター（地区センター条例に規定する施設）</p> <p>3 春日部市豊春市民センターに次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) 春日部市豊春地区公民館（公民館条例に規定する施設）</p> <p>(2) 春日部市豊春地区センター（地区センタ</p>	<p>(1) 春日部市中央公民館（春日部市公民館条例（平成17年条例第180号。以下「公民館条例」という。）に規定する施設）</p> <p>(2) 春日部市粕壁地区公民館（公民館条例に規定する施設）</p> <p>(3) 春日部市粕壁地区センター（春日部市地区センター条例（令和 年条例第 号。以下「地区センター条例」という。）に規定する施設）</p> <p>2 春日部市内牧市民センターに次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) 春日部市内牧地区公民館（公民館条例に規定する施設）</p> <p>(2) 春日部市内牧地区センター（地区センター条例に規定する施設）</p> <p>3 春日部市豊春市民センターに次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) 春日部市豊春地区公民館（公民館条例に規定する施設）</p> <p>(2) 春日部市豊春地区センター（地区センタ</p>																																

<p>一条例に規定する施設)</p> <p>4 (略)</p> <p>(1) 春日部市武里地区公民館 (<u>公民館条例</u>に規定する施設)</p> <p>(2) 春日部市武里地区センター (地区センター一条例に規定する施設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>5 春日部市幸松市民センターに次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) 春日部市幸松地区公民館 (公民館条例に規定する施設)</p> <p>(2) 春日部市幸松地区センター (地区センター一条例に規定する施設)</p> <p>6 春日部市豊野市民センターに次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) 春日部市豊野地区公民館 (公民館条例に規定する施設)</p> <p>(2) 春日部市豊野地区センター (地区センター一条例に規定する施設)</p> <p>7 春日部市武里大枝市民センターに次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) 春日部市武里大枝公民館 (公民館条例に規定する施設)</p> <p>(2) 春日部市武里大枝地区センター (地区センター一条例に規定する施設)</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 春日部市武里地区公民館 (<u>春日部市公民館条例 (平成17年条例第180号)</u>に規定する施設)</p> <p>(2) (略)</p>
<p>8 (略)</p> <p>(1) 春日部市庄和地区公民館 (<u>公民館条例</u>に規定する施設)</p> <p>(2) <u>春日部市庄和地区センター (地区センター一条例)</u>に規定する施設)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(1) 春日部市庄和地区公民館 (<u>春日部市公民館条例</u>に規定する施設)</p> <p>(2) <u>春日部市庄和コミュニティセンター (春日部市庄和コミュニティセンター条例 (平成17年条例第26号))</u>に規定する施設)</p>
<p>9 <u>前各項</u>に規定する施設は、相互に連携を保ち、運営しなければならない。</p>	<p>3 <u>前2項</u>に規定する施設は、相互に連携を保ち、運営しなければならない。</p>

(春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正)

5 春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例 (平成19年条例第52号) の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
別表 (第2条関係) <u>春日部市地区センター条例 (令和 年条例)</u>	別表 (第2条関係) <u>春日部市春日部コミュニティセンター条</u>

第 号)

例 (平成17年条例第25号)

春日部市庄和コミュニティセンター条例

(平成17年条例第26号)

(春日部市公民館条例の一部改正)

6 春日部市公民館条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第1 (第9条の2、第14条関係) 中央公民館等使用料			別表第1 (第9条の2、第14条関係) 中央公民館等使用料		
公民館名	施設等の名称	1時間当たりの使用料 (円)	公民館名	施設等の名称	1時間当たりの使用料 (円)
粕壁南公民館	会議室	250	粕壁南公民館	会議室	250
	和室	150		和室	150
	調理室	100		調理室	100
	コミュニティホール	550			
	ボランティアビューロー	150			
	学習室	100			
	音楽室	100			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
庄和地区公民館	音楽室	350	庄和地区公民館	音楽室	350
	集会室	200		集会室	200
	試食室	150		試食室	150
	調理実習室	400		調理実習室	400
	<u>多目的室(1)</u>	300		<u>多目的室1</u>	300
	<u>多目的室(2)</u>	300		<u>多目的室2</u>	300
	講義室(1)	550		講義室(1)	550
	講義室(2)	400		講義室(2)	400
	研修室	350		研修室	350
	<u>小会議室</u>	150		<u>会議室</u>	150
	和室(1)	300			
	和室(2)	150			
	和室(3)	150			
	和室(4)	100			
	パソコン研修室	150			
	会議室(1)	150			
会議室(2)	150				
会議室(3)	150				

視聴覚室	400
ボランティア ビューロー	150

--	--	--

議案第95号

春日部市子ども・子育て支援審議会条例の制定について

春日部市子ども・子育て支援審議会条例を別紙記載のとおり制定する。

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

子ども及び子育ての支援に関する事項を調査審議するため子ども・子育て支援審議会を設置することに伴い、条例を制定したく提案いたします。

春日部市こども・子育て支援審議会条例

(設置)

第1条 こども及び子育ての支援に関する施策を推進するため、春日部市こども・子育て支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) こども及び子育ての支援に関する計画の策定及び推進に関する事項
- (2) その他こども及び子育ての支援に関する事項

(委員)

第3条 審議会は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内各種団体を代表する者
- (3) こどもの保護者
- (4) 公募に応じた市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 審議会に、特別な事項を調査審議する必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときは、その職を解くものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長

の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員又は臨時委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第8条 審議会に、専門の事項を調査審議する必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、委員の互選によりこれを定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、こども未来部こども育成課において処理する。

(審議会の運営)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(春日部市子育て支援審議会条例及び春日部市青少年健全育成審議会条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 春日部市子育て支援審議会条例（平成17年条例第97号）

(2) 春日部市青少年健全育成審議会条例（平成17年条例第187号）

(春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第1条関係）				別表第1（第1条関係）			
職名		報酬		職名		報酬	
防災会議委員		日額	5,200 円	防災会議委員		日額	5,200 円
(略)		(略)	(略)	青少年健全育成審 議会委員		日額	5,200 円
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
男女共同参画推進		日額	5,200	男女共同参画推進		日額	5,200

審議会委員			円	審議会委員			円
(略)	(略)	(略)	(略)	子育て支援審議会委員		日額	5,200円
文化財保存活用地域計画協議会委員			日額 5,200円	(略)	(略)	(略)	(略)
こども・子育て支援審議会委員			日額 5,200円	文化財保存活用地域計画協議会委員		日額	5,200円

(春日部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

4 春日部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(設備運営基準の向上)	(設備運営基準の向上)
第4条 市長は、 <u>春日部市こども・子育て支援審議会条例（令和 年条例第 号）</u> に基づく <u>春日部市こども・子育て支援審議会</u> の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。	第4条 市長は、 <u>春日部市子育て支援審議会条例（平成17年条例第97号）</u> に基づく <u>春日部市子育て支援審議会</u> の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

5 春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(設備運営基準の向上)	(設備運営基準の向上)
第4条 市長は、 <u>春日部市こども・子育て支援審議会条例（令和 年条例第 号）</u> に基づく <u>春日部市こども・子育て支援審議会</u> の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。	第4条 市長は、 <u>春日部市子育て支援審議会条例（平成17年条例第97号）</u> に基づく <u>春日部市子育て支援審議会</u> の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

議案第96号

春日部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

春日部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定教育・保育の取扱方針の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

春日部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項（特別利用保育の基準）</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項（特別利用保育の基準）</p>
<p>第35条</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利</p>	<p>第35条</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教</p>

用保育を受ける者を含む。）」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。）」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第97号

春日部市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

春日部市子ども医療費の助成に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

子ども医療費の対象年齢の拡大に伴い、助成の範囲の規定を改正したく提案いたします。

春日部市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

春日部市子ども医療費の助成に関する条例（平成17年条例第96号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）に対応する改正後の欄の号が存在しない場合にあつては、当該改正前の号を削る。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>（助成の範囲）</p> <p>第4条 市長は、対象者<u>が</u>対象となるこどもに係る一部負担金（以下「子ども医療費」という。）を支払った場合において、当該支払額を助成するものとする。ただし、税の未申告その他の保護者の責めに帰すべき理由により過分の自己負担があるときは、その額については、子ども医療費の助成の対象としない。</p>	<p>（助成の範囲）</p> <p>第4条 市長は、対象者<u>が次に掲げる</u>対象となるこどもに係る一部負担金（以下「子ども医療費」という。）を支払った場合において、当該支払額を助成するものとする。ただし、税の未申告その他の保護者の責めに帰すべき理由により過分の自己負担があるときは、その額については、子ども医療費の助成の対象としない。</p> <p>（1） 満18歳に達した日の属する年度の末日までの入院に係る一部負担金</p> <p>（2） 満15歳に達した日の属する年度の末日までの通院に係る一部負担金</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条の規定は、令和6年4月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第98号

春日部市国民健康保険税条例の一部改正について

春日部市国民健康保険税条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩谷 一 弘

提案理由

地方税法施行令等の一部改正等に伴い、課税額の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

春日部市国民健康保険税条例（平成17年条例第120号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の条又は項（以下「改正後の条等」という。）に対応する改正前の欄の条又は項が存在しない場合にあっては、当該改正後の条等を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第3条</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「<u>出産被保険者</u>」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p>

課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減

額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
(出産被保険者に係る届出)

第22条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届出書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第3条第3項及び第21条第1項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第3項及び第21条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健

康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

- 3 改正後の第21条第3項及び第22条の3の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税及び令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るものについては、なお従前の例による。

議案第 99 号

春日部市空家等対策協議会条例の一部改正について

春日部市空家等対策協議会条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 5 年 11 月 27 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、設置の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

春日部市空家等対策協議会条例（平成29年条例第4号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。次条において「法」という。）<u>第8条</u>第1項の規定に基づき、春日部市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条</p> <p>(1) 空家等対策計画（法<u>第7条</u>第1項の空家等対策計画をいう。）の作成及び変更並びに実施に関する事項</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。次条において「法」という。）<u>第7条</u>第1項の規定に基づき、春日部市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条</p> <p>(1) 空家等対策計画（法<u>第6条</u>第1項の空家等対策計画をいう。）の作成及び変更並びに実施に関する事項</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第100号

春日部市視聴覚センター条例の一部改正について

春日部市視聴覚センター条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部市視聴覚センター施設の活用を図るため、利用時間の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市視聴覚センター条例の一部を改正する条例

春日部市視聴覚センター条例（平成17年条例第185号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前		
(利用時間)			(利用時間)		
第8条 視聴覚センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、所長が必要と認めたときは、 <u>午後10時</u> まで延長することができる。			第8条 視聴覚センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、所長が必要と認めたときは、 <u>午後9時</u> まで延長することができる。		
別表（第12条関係）			別表（第12条関係）		
春日部市視聴覚センター使用料			春日部市視聴覚センター使用料		
施設の名称	利用区分	使用料（円）	施設の名称	使用区分	使用料（円）
視聴覚ホール	午前	4,050	視聴覚ホール	午前	4,050
	<u>午後</u>	<u>5,400</u>		<u>午後</u>	<u>5,400</u>
	<u>夜間</u>	<u>6,070</u>			
	全日	<u>15,520</u>		全日	<u>9,450</u>
視聴覚ホール 控室	午前	300	視聴覚ホール 控室	午前	300
	<u>午後</u>	<u>400</u>		<u>午後</u>	<u>400</u>
	<u>夜間</u>	<u>450</u>			
	全日	<u>1,150</u>		全日	<u>700</u>
視聴覚研修室	午前	1,800	視聴覚研修室	午前	1,800
	<u>午後</u>	<u>2,400</u>		<u>午後</u>	<u>2,400</u>
	<u>夜間</u>	<u>2,700</u>			
	全日	<u>6,900</u>		全日	<u>4,200</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
研修室1	午前	1,050	研修室1	午前	1,050
	<u>午後</u>	<u>1,400</u>		<u>午後</u>	<u>1,400</u>
	<u>夜間</u>	<u>1,570</u>			
	全日	<u>4,020</u>		全日	<u>2,450</u>
研修室2	午前	1,950	研修室2	午前	1,950
	<u>午後</u>	<u>2,600</u>		<u>午後</u>	<u>2,600</u>
	<u>夜間</u>	<u>2,920</u>			
	全日	<u>7,470</u>		全日	<u>4,550</u>
研修室3	午前	1,050	研修室3	午前	1,050
	<u>午後</u>	<u>1,400</u>		<u>午後</u>	<u>1,400</u>
	<u>夜間</u>	<u>1,570</u>			

全日	4,020	全日	2,450
備考		備考	
<p>1 <u>午前</u>とは、午前9時から正午まで、午後とは、午後1時から午後5時まで、<u>夜間</u>とは、<u>午後5時30分から午後10時まで</u>、全日とは、午前9時から<u>午後10時まで</u>(教材作成室1については、午前9時から午後5時まで)をいう。</p> <p>2 午前及び午後又は午後及び夜間の利用区分を継続して利用する場合の使用料の額は、当該利用に係る利用区分の使用料の額の合計額とする。</p>		<p><u>午前</u>とは、午前9時から正午まで、午後とは、午後1時から午後5時まで、全日とは、午前9時から<u>午後5時まで</u>をいう。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の別表に規定する夜間又は全日における施設の利用に係る申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第101号

旧宝珠花小学校改修工事請負契約の議決内容の一部変更について

令和5年3月16日付け議案第40号をもって議決された旧宝珠花小学校改修工事請負契約の議決内容の一部を次のとおり変更する。

- 1 契約金額 「294,800,000円」とあるのを
「316,373,200円」に変更する。

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

契約金額を変更する必要性が生じたので、議決内容の一部を変更したく提案いたします。

議案第102号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

1 取得する財産

種 類 物 品

物品名 学校給食センター調理機器

2 取得金額 312,400,000円

3 取得の方法 地方自治法施行令第167条の5の2（制限付一般競争入札）

4 契約の相手方 春日部市西宝珠花24番地2

伊藤電気株式会社

代表取締役 伊 藤 正 一

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

学校給食センター調理機器を取得するため、春日部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案いたします。

議案第103号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
春日部市春日部第2児童センター等
- 2 指定管理者に指定する団体
東京都目黒区東山一丁目5番4号KDX中目黒ビル6階
アクティオ株式会社
代表取締役 淡野 文孝
- 3 指定する期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部市春日部第2児童センター等の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案いたします。

議案第104号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
別紙のとおり
- 2 指定管理者に指定する団体
大阪府大阪市中央区南本町三丁目6番14号
株式会社トライグループ
代表取締役 高 槻 大 輔
- 3 指定する期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部市放課後児童クラブAブロックの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案いたします。

別紙

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

春日部市放課後児童クラブAブロック

粕壁放課後児童クラブ
内牧放課後児童クラブ
豊春放課後児童クラブ
八木崎放課後児童クラブ
上沖放課後児童クラブ
立野放課後児童クラブ
宮川放課後児童クラブ

議案第105号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
別紙のとおり
- 2 指定管理者に指定する団体
東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
代表取締役 山田 智治
- 3 指定する期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩谷 一 弘

提案理由

春日部市放課後児童クラブBブロックの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案いたします。

別紙

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

春日部市放課後児童クラブBブロック

武里放課後児童クラブ
豊野放課後児童クラブ
備後放課後児童クラブ
緑放課後児童クラブ
正善放課後児童クラブ
藤塚放課後児童クラブ
武里南放課後児童クラブ
武里西放課後児童クラブ

議案第106号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
別紙のとおり
- 2 指定管理者に指定する団体
茨城県つくばみらい市板橋1812番地16
株式会社アンフィニ
代表取締役 片山 章彦
- 3 指定する期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩谷 一 弘

提案理由

春日部市放課後児童クラブCブロックの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案いたします。

別紙

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

春日部市放課後児童クラブCブロック

幸松放課後児童クラブ
牛島放課後児童クラブ
小湊放課後児童クラブ
南桜井放課後児童クラブ
川辺放課後児童クラブ
桜川放課後児童クラブ
中野放課後児童クラブ
江戸川放課後児童クラブ

議案第107号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
春日部市立第9保育所及び春日部市立春日部子育て支援センター
- 2 指定管理者に指定する団体
春日部市金崎880番地1
社会福祉法人フォレストファミリー
理事長 森 田 博
- 3 指定する期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部市立第9保育所及び春日部市立春日部子育て支援センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案いたします。

議案第108号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
春日部市立庄和第1保育所及び春日部市立庄和子育て支援センター
- 2 指定管理者に指定する団体
千葉県野田市中野台564番地の2
株式会社コピーアンドアソシエイツ
代表取締役 小林 照 男
- 3 指定する期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部市立庄和第1保育所及び春日部市立庄和子育て支援センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案いたします。

議案第109号

令和5年度春日部市一般会計補正予算（第6号）について

令和5年度春日部市一般会計補正予算（第6号）を別冊のとおり提出する。

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第110号

令和5年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

令和5年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第111号

令和5年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

令和5年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第112号

令和5年度春日部市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

令和5年度春日部市介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第113号

令和5年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算（第2号）について

令和5年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第114号

令和5年度春日部市水道事業会計補正予算（第2号）について

令和5年度春日部市水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第115号

令和5年度春日部市病院事業会計補正予算（第2号）について

令和5年度春日部市病院事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第116号

令和5年度春日部市下水道事業会計補正予算（第1号）について

令和5年度春日部市下水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第117号

春日部市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて

次の者を春日部市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて同意を求める。

春日部市上金崎541番地

石原 達夫

昭和17年4月6日生

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩谷 一 弘

提案理由

春日部市固定資産評価審査委員会委員 石原 達夫 氏は、令和5年12月22日任期満了となりますので、上記の者を選任することについて同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により提案いたします。

議案第118号

春日部市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて

次の者を春日部市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて同意を求める。

春日部市中央五丁目2番地16

藤 倉 高 春

昭和22年3月11日生

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部市固定資産評価審査委員会委員 藤倉 高春 氏は、令和5年12月22日任期満了となりますので、上記の者を選任することについて同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により提案いたします。

議案第119号

春日部市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて

次の者を春日部市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて同意を求める。

春日部市内牧3888番地

折原 紳 浩

昭和31年10月8日生

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部市固定資産評価審査委員会委員 折原 紳浩 氏は、令和5年12月22日任期満了となりますので、上記の者を選任することについて同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により提案いたします。

議案第120号

春日部市公平委員会委員の選任につき同意を求めるについて

次の者を春日部市公平委員会委員に選任することについて同意を求める。

春日部市上蛭田573番地3

関 根 金 次 郎

昭和25年3月20日生

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部市公平委員会委員 関根 金次郎 氏は、令和5年12月22日任期満了となりますので、上記の者を選任することについて同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により提案いたします。

議案第121号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市水角533番地

萩原 勝

昭和17年11月21日生

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩谷 一 弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案いたします。

議案第122号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市樋籠135番地

市 川 大 倫

昭和21年3月18日生

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案いたします。

議案第123号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市武里中野302番地

山 崎 勇 喜

昭和23年8月17日生

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案いたします。

議案第124号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市千間一丁目11番地5

水 口 健 二

昭和24年10月11日生

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案いたします。

議案第125号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市芦橋78番地1

伊 藤 弘 子

昭和37年2月15日生

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案いたします。

議案第126号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市神間910番地

岡 本 勉

昭和28年8月16日生

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案いたします。

議案第127号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市水角873番地

池 上 茂

昭和30年1月22日生

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案いたします。

議案第128号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市銚子口637番地2

川 鍋 浩 之

昭和37年12月6日生

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案いたします。

議案第129号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市大枝959番地7

飯 島 優 子

昭和43年2月23日生

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案いたします。

議案第130号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市内牧3118番地3

新 井 久 義

昭和44年1月19日生

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案いたします。

議案第131号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市赤崎895番地

岡 田 實

昭和22年1月3日生

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案いたします。

議案第132号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市内牧3400番地

中山 雅 博

昭和25年1月26日生

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案いたします。

議案第133号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市増富137番地

石 塚 郁 志

昭和26年1月1日生

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案いたします。

議案第134号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市芦橋321番地1

石 山 法 男

昭和29年7月4日生

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案いたします。

議案第135号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市柵277番地

森 住 武 雄

昭和32年1月1日生

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案いたします。

議案第136号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市赤沼1243番地

加藤 富夫

昭和32年2月8日生

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩谷 一 弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案いたします。

議案第137号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市樋籠61番地

石川勝也

昭和34年11月27日生

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩谷一弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案いたします。

議案第138号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市花積434番地2

齋藤 昭雄

昭和44年9月16日生

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩谷 一弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案いたします。

議案第139号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市粕壁東一丁目5番31号

シャテーヌ春日部102

森 本 恒 平

昭和55年8月3日生

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案いたします。

議案第140号

春日部市教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市教育委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市粕壁東三丁目5番38号

山 口 早 苗

昭和45年2月6日生

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部市教育委員会委員 秋山 早苗 氏は、令和5年12月22日任期満了となりますので、上記の者を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により提案いたします。

諮問第 3 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

春日部市永沼1493番地

中 田 和 代

昭和30年4月22日生

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

諮問第 4 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

春日部市木崎169番地

新 井 操

昭和30年7月18日生

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

諮問第 5 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

春日部市小渕2062番地

小 林 学

昭和35年4月8日生

令和5年11月27日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

